

○国土交通省告示第千三百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第2 事業の種類 北陸新幹線金沢・敦賀間線路建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 石川県小松市日の出町三丁目、幸町一丁目、三日市町地方ニ、幸町二丁目、幸町三丁目、三日市町地方チ、白嶺町一丁目、白嶺町三丁目、北浅井町乙、大領町ワ、大領町イ、大領町ハ、大領町そ、島町リ、下粟津町テ、下粟津町エ、下粟津町い、下粟津町イ、下粟津町コ、下粟津町フ、矢田野町九、下粟津町ケ、矢田野町東、矢田野町ロ、矢田野町イ、矢田野町メ、矢田野町フ及び矢田野町四六地内

石川県加賀市細坪町ヌ、細坪町コ、細坪町リ、熊坂町丑、熊坂町子及び熊坂町寅地内

福井県あわら市樋山47字大山、15字石ケ谷、49字加目尾、51字象ケ一、36字口長谷、39字市ケ谷及び53字切谷、指中5字中山、菅野40字崩土、稲越6字北大島、菅野43字堂ノ下河原、稲越7字南大島及び8字布目、菅野51字長原、53字南屋敷、52字石舟、67字吉間、66字高間及び65字鳶ノ巣並びに伊井7字出村前及び8字高間地内

福井県福井市西開発一丁目、開発町67字上保以寿及び66字畔内、松本上町13字開発塚、14字西猿若、15字天王裏及び8字西天王裏、松本一丁目、清川上町並びに宝永一丁目地内

福井県鯖江市中野町238字新百島、237字駒町、236字仕斜丸、235字引桜、234字小鼓、233字市之町、117字万丈慶、116字風呂ノ下、189字奥之谷、108字風呂畑、187字水野及び188字萱ケ谷並びに下新庄町85字東山、63字奥出、66字杉ノ越、64字大丸山、67字山之越、49字井ノ尻、68字河辺及び48字御祓地内

福井県越前市中新庄町41字墓ノ木、40字殿窪及び39字垣根越、西谷町8字一ノ谷、平林町44字亀ノ子並びに中平吹町98字狼谷、73字出口端、68字岩神田及び69字町田地内

2 使用の部分 石川県小松市日の出町三丁目、幸町一丁目、三日市町地方ニ、幸町二丁目、幸町三丁目、三日市町地方ト、三日市町地方チ、白嶺町一丁目、白嶺町三丁目、北浅井町乙、大領町ワ、大領町イ、大領町ハ、大領町そ、島町リ、下粟津町テ、下粟津町エ、下粟津町い、下粟津町イ、下粟津町コ、下粟津町フ、矢田野町九、下粟津町ケ、矢田野町東、矢田野町ロ、矢田野町イ、矢田野町メ、矢田野町フ及び矢田野町四六地内

石川県加賀市細坪町ヌ、細坪町コ、細坪町リ、熊坂町丑、熊坂町子、熊坂町寅、熊

坂町卯、熊坂町ラ、熊坂町辰、熊坂町メ乙、熊坂町メ甲、熊坂町巳、熊坂町ユ、熊坂町シ、熊坂町ヒ、熊坂町戌、奥谷町参六、奥谷町式壺、奥谷町参五、奥谷町式四、奥谷町式五、奥谷町式八、奥谷町式七及び奥谷町式参地内

福井県あわら市指中74字口野山、樋山47字大山、46字原山、15字石ケ谷、49字加目尾、51字象ケ一、36字口長谷、39字市ケ谷及び53字切谷、指中5字中山、菅野40字崩土、稲越6字北大島、菅野43字堂ノ下河原、稲越7字南大島及び8字布目、菅野51字長原、53字南屋敷、52字石舟、67字吉間、66字高間及び65字鳶ノ巣並びに伊井7字出村前及び8字高間地内

福井県福井市西開発一丁目、開発町67字上保以寿及び66字畔内、松本上町13字開発塚、14字西猿若、15字天王裏及び8字西天王裏、松本一丁目、清川上町並びに宝永一丁目地内

福井県鯖江市中野町238字新百島、237字駒町、236字仕斜丸、235字引桜、234字小鼓、233字市之町、117字万丈慶、116字風呂ノ下、189字奥之谷、108字風呂畑、187字水野、188字萱ケ谷及び185字雨降山並びに下新庄町86字滝ノ尻、85字東山、63字奥出、66字杉ノ越、64字大丸山、67字山之越、49字井ノ尻、68字河辺及び48字御祓地内

福井県越前市中新庄町41字墓ノ木、40字殿窪及び39字垣根越、平林町44字亀ノ子、庄田町37字亀ノ子、西谷町20字上野山、21字北前谷、22字前谷、39字東山、24字初音谷、25字奥初音谷、26字十条寺、28字大日及び38字大谷並びに中平吹町96字焼山、97字与茂治良、98字狼谷、73字出口端、68字岩神田及び69字町田地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### 1 法第20条第1号の要件への適合性

「北陸新幹線金沢・敦賀間線路建設工事」（以下「本件事業」という。）は、石川県金沢市木ノ新保町地内から福井県敦賀市観音町地内までの延長約130kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする線路建設工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第1項第1号に係る事業であり、法第3条第7号の2に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項に基づき、起業者である鉄道・運輸機構は平成17年4月27日付け、平成24年6月29日

付け等で工事実施計画の認可を国土交通大臣より受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

北陸新幹線は東京都を起点とし、大阪府大阪市を終点とする路線であり、高速輸送体系の一環として、国民経済の発展と行動可能圏域の拡大に資することなどを目的とするものである。

本件事業の完成により、石川県金沢市と福井県敦賀市が高速性及び安全性を特長とする新幹線で結ばれ、金沢停車場で東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社が既に営業を開始している北陸新幹線の東京停車場から金沢停車場までの区間に接続することから、東京停車場から福井停車場までの所要時間が3時間14分から約2時間53分に短縮され、敦賀停車場で西日本旅客鉄道株式会社が運行する既存の在来線と接続することから、大阪停車場から金沢停車場までの所要時間が2時間31分から約2時間4分に短縮されるなど、沿線の各都市間の交通の利便性が向上すると認められる。新幹線の整備による交通の利便性の向上は、日常的な生活圏、通勤・通学圏等の行動可能圏域を拡大させるほか、旅行者の滞在可能時間の増加や旅行範囲の拡大がもたらされるなど、地域経済の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、工事実施計画の認可申請に当たり、鉄道・運輸機構の前身である日本鉄道建設公団が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、昭和60年12月等に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、列車の走行に伴う騒音については環境基準を超過する値が見られるものの、影響を軽減するため、防音壁の嵩上げ等を行うこととしている。また、同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ起業者が平成30年9月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で同評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、列車の走行に伴う騒音については環境基準を超過する値が見られるものの、起業者が行った騒音予測解析等によれば、防音壁の嵩上げ等により環境基準を満足するとされており、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているミナミアカヒレタビラ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカジカ中卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているフタマタフラスコモ等、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ノダイオウについては、生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が96箇所存在するが、このうち77箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る19箇所についても、石川県教育委員会及び福井県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、高速輸送体系の整備の一環として新幹線の線路等を建設する事業であり、その事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各停車場間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われており、金沢停車場から小松停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も少ないこと、工事施工が渇水期に限られる河川との交差箇所が少なく海側ルート案と共に山側ルート案よりも施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。小松停車場から加賀温泉停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案1及び山側ルート案2の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、工事施工が渇水期に限られる河川との交差箇所が他の2案と

同様であるなど施工性は同位であるものの、取得必要面積及び移転対象物件数は最も少ないこと、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。加賀温泉停車場から芦原温泉停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も少ないこと、J R北陸本線と近接する箇所が少ないため、特殊工法を用いる箇所が少ないなど施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。芦原温泉停車場から福井停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も少ないこと、J R北陸本線と交差及び近接する箇所が少ないため、特殊工法を用いる箇所が少なく山側ルート案と共に海側ルート案よりも施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。福井停車場から南越（仮称）停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの移転対象物件数は最も少ないこと、工事施工が渇水期に限られる河川との交差箇所が少なく山側ルート案と共に海側ルート案よりも施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。南越（仮称）停車場から敦賀停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も少ないこと、トンネル区間で補助工法を必要とする箇所が少なく施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業の完成により、沿線の各都市間の所要時間が短縮され、交通の利便性が向上することなどから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、石川県知事、福井県知事等から、本件事業の早期完成に関する強い要望が

ある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県小松市役所及び加賀市役所

福井県あわら市役所、福井市役所、鯖江市役所及び越前市役所